

藤水小学校いじめ防止基本方針

平成26年7月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

藤水小学校では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図り、全ての児童が元気よく登校するために、この基本方針を策定する。

1 いじめ問題に対する考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめには、様々な形態があることから、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

(2) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

2 藤水小学校におけるいじめ防止のための組織

(1) 組織の名称 藤水小学校いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成 学校長 教頭 生徒指導担当 人権教育推進担当・

必要に応じて、PTA役員や地域住民代表や学校評議員

(3) 組織の役割

- ① いじめに関する情報の収集
- ② いじめの事実の確認
- ③ いじめの未然防止のための体制整備と取組
- ④ いじめを受けた児童に対する相談・支援
- ⑤ いじめを受けている児童の保護者に対する相談・支援
- ⑥ いじめを行った児童に対する指導

⑦ いじめを行った児童の保護者に対する助言

(1)未然防止・実態把握

- ・定期的な職員間の情報交換
- ・児童の実態把握
- ・委員会の定期的な開催
- ・実態把握アンケートの実施・分析
- ・外部機関との連携
- ・職員研修の企画・運営
- ・年間指導計画の作成

(2)いじめ発生時の対応

- ・指導方針の決定
- ・取組の提示
- ・専門的な知識を有する者との連携
- ・いじめられた児童の相談・支援
- ・いじめた児童の支援・指導
- ・家庭との連携

3 いじめの防止のための取り組み

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

- ① 人権教育を推進し、いじめを許さない学級づくりに努める。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為でないことを全教職員が共通理解をし、指導に当たる。
- ③ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について保護者に対して普及啓発を行い、学校・保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組む。
- ⑤ 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりに努める。
- ⑥ 児童のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に発見するように努める必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

- ① 定期的なアンケート調査の実施
- ② 日記指導、帰りの会等の学級活動を通じた実態把握

- ③ 日常的に保護者と連携し、情報を集める
- ④ 職員会議、校内研修等を通じた情報共有

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、いじめ防止対策委員会において指導方針や指導方法について協議し、全職員で対応する。
- ③ 関係児童の心情に配慮しながら、保護者とも連携し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ④ 教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。
- ⑤ 指導体制、指導方法等の見直しを図り、いじめの再発防止を図る。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者間の意見交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が関係機関による取組と連携することも重要である。

(5) 日常の点検と評価

学校におけるいじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、さまざまな観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を通して現状の課題を把握することが必要である。

そのため、学校は自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、児童や保護者、関係機関などの意見や評価を十分取り入れて、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善に取り組む。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態への対応

- ① 藤水小学校いじめ防止対策委員会が主体となり、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 関係機関から助言を受けて、事実関係をもとに指導方針を協議し関係機関と連携し指導に当たる。
- ③ スクールカウンセラー等の支援を受け、該当児童等の心理的ケアを図る。

5 保護者・地域等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

(1) 保護者との連携

保護者は、児童の教育について第一義的な責任を有するとともに、児童の心身の育成に大きな影響をもたらすことから、いじめ問題に関する取組においても大きな役割を果たす。

- ① 保護者に対する人権教育等に関する啓発活動
- ② 保護者懇談会、家庭訪問を通じた情報共有・連携活動

(2) 地域との連携

子どもが安心して過ごしいじめのない社会をつくっていくためには、地域社会の果たす役割は大きい。また、地域住民が、いじめや児童の心の変化を発見したりすることもあり、学校・保護者と連携し対処することで、いじめを防止することにつながる。

- ① ホームページ等を通じて、いじめ防止に対する注意喚起を行う。
- ② 地域のさまざまな機関と連携し、いじめ防止に努める。